

# 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請受付が開始されました

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下「一時支援金」）を給付されます。

## 【給付対象者】

次の2点をいずれも満たす中小法人・個人事業者等

- (1) 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- (2) 令和元年比又は令和2年比で、令和3年の1月、2月又は3月の売上が<sup>※</sup>50%以上減少していること

## 【給付金額】

中小法人:60万円以内

個人事業者等:30万円以内

算出方法は以下のとおり

令和元年比又は令和2年の対象期間<sup>※1</sup>の合計売上ー令和3年の対象月<sup>※2</sup>の売上×3ヶ月

※1 1～3月

※2 対象期間から任意に選択した月

## 【申請受付期間】

3月8日(月)～5月31日(月)

## 【事前確認】

一時支援金の申請に当たっては、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を、事前に「登録確認機関」が事務局の定めた書類(帳簿等)の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。

なお、登録確認機関は、事前確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありませんのでご注意ください。

本会も登録確認機関となっておりますので、本会会員の組合が申請をする際には、「給付対象等を正しく理解しているか」等について、電話にて事前確認を受けることができます。

## 【申請方法】

一時支援金事務局Webサイト(<https://ichijishienkin.go.jp/>)からのオンライン申請のみの受付となります。

電子申請の方法がわからない方・できない方に限定して、事前予約のうえ全国に設置する申請サポート会場をご利用いただけます。

## 【お問合せ先】

本会 023-647-0360 / 庄内支所 0234-22-4945

又は一時支援金事務局Webサイト <https://ichijishienkin.go.jp/>